

高浜町青葉山健康長寿の里  
指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和7年9月

## 目 次

|    |                 |   |
|----|-----------------|---|
| 1  | 趣旨              | 3 |
| 2  | 募集の目的           | 3 |
| 3  | 施設の設置目的         | 3 |
| 4  | 施設の概要           | 3 |
| 5  | 指定期間            | 4 |
| 6  | 指定管理者が行う業務等の範囲  | 4 |
| 7  | 利用料金制           | 4 |
| 8  | 指定管理料           | 4 |
| 9  | 応募資格            | 4 |
| 10 | 募集要項等の配布        | 5 |
| 11 | 申請書等の提出         | 5 |
| 12 | 提出書類            | 5 |
| 13 | 留意事項            | 6 |
| 14 | 指定管理者の候補者の選定    | 6 |
| 15 | 指定管理者の指定及び協定の締結 | 7 |
| 16 | 募集及び選定のスケジュール   | 7 |
| 17 | 様式・添付書類等        | 7 |
| 18 | 提出先・問い合わせ先      | 8 |

# 高浜町青葉山健康長寿の里指定管理者募集要項

## 1 趣旨

この要項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者が行う業務の詳細及び実施に必要な事項を定めることを目的とします。

## 2 募集の目的

高浜町では高浜町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、民間事業者のノウハウを最大限に活用するため、指定管理者制度を導入し、町民サービスの向上と行政コストの縮減などを図るため、地域資源を生かした効率的かつ創意工夫に溢れる管理運営に係る提案を広く募集します。

## 3 施設の設置目的

高浜町青葉山健康長寿の里（以下、「健康長寿の里」という。）は、青葉山における豊かな自然環境を貴重な地域資源ととらえ、様々なレクリエーション活動を通じて利用者の健康増進を図るとともに、高浜町の特色である「薬草栽培事業」を観光資源として事業展開することで「産業の振興」を図ることを目的に設置されています。

## 4 施設の概要

- (1) 名 称 高浜町青葉山健康長寿の里
- (2) 所 在 地 福井県大飯郡高浜町中山第2号4番地
- (3) 沿 革 昭和62年 青葉山青少年旅行村キャンプ場（福井県より無償譲与）  
平成 3年 青葉山青少年旅行村に研修棟完成  
平成27年 青葉山青少年旅行村から青葉山健康長寿の里へ名称変更
- (4) 施設概要

| 施 設 名 称  | 施設                                 | 施設内容                                                             |
|----------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| ビジターセンター | 研修棟                                | 事務所、ラウンジ<br>多目的ホール<br>トイレ（男・女・多目的）<br>延床面積：348.00 m <sup>2</sup> |
| 休憩所・物販   | 飲食<br>物品販売棟                        | 販売、飲食スペース<br>厨房スペース、トイレ<br>延床面積：97.84 m <sup>2</sup>             |
| その他（公園）  | 管理棟<br>駐車場<br>炊事棟<br>トイレ棟<br>シャワー棟 | 乗用車：44 台<br><br><br>延床面積：45.50 m <sup>2</sup>                    |

|  |         |                           |
|--|---------|---------------------------|
|  | 山野草展示庭園 | 延床面積：1,094 m <sup>2</sup> |
|  | 芝生広場    | 延床面積： 982 m <sup>2</sup>  |
|  | シンボル広場  | 延床面積： 186 m <sup>2</sup>  |
|  | テントサイト  | 16 区画                     |

## 5 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。ただし、指定期間内であっても町長が管理を継続することが適当でないと認めたとき、又は緊急に施設を使用する必要があるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の一部又は全部の停止を命じることがあります。(地方自治法第244条の2第11項)

注：指定期間については高浜町議会の議決により正式決定します。

## 6 指定管理者が行う業務等の範囲

高浜町青葉山健康長寿の里の設置及び管理に関する条例の規定に基づく業務  
詳細は別紙仕様書「業務内容」のとおり

## 7 利用料金制

利用料金は、条例第11条の規定に基づき、指定管理者が町長の承認を得て決定し、自らの収入とすることができるものとします。

## 8 指定管理料

### (1) 町が指定管理者に支払う指定管理料の提案

令和8年度は18,000千円を上限として、下記の条件に基づき指定管理料を提案してください。この場合、指定管理者は、施設の管理運営に要するすべての経費を負担するものとし、施設利用者からの飲食費、販売費、その他指定管理者が本施設で行う事業の収入は、すべて指定管理者の収入とします。

指定管理料は、事業計画書で提案された金額に基づき、予算の範囲内で指定管理者と町が協議のうえ、協定書で定めることとなります。

## 9 応募資格

### (1) 法人もしくはその他の団体であること。(法人格の有無は問いませんが、個人での応募はできません。)

### (2) 団体又はその代表者が次のいずれにも該当しない者であること。

ア 法律行為を行う能力を有しないもの

イ 破産者で復権を得ないもの

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、高浜町から一般競争入札の参加を制限されているもの

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)または、民事再生法(平成11年法律第

225号)による手続きを行っているもの

オ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、高浜町または他の地方公共団体から指定を取消され、その取消しの日から2年を経過しないもの

カ 町税を滞納しているもの

(3) 法人又はその役員等が次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う団体

イ 暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団関係者」という。）の統制の下にある団体

ウ その役員等のうちに暴力団関係者となっている者がいる団体

エ その役員等のうちに暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えている者がいる団体

オ その役員等のうちに暴力団関係者と社会的に非難されるような密接な関係を有している者がいる団体

## 10 募集要項等の配布

- (1) 配布期間 令和7年9月12日（金）から令和7年10月3日（金）までの  
午前8時30分から午後5時15分まで  
※高浜町ホームページからダウンロードできます。  
（アドレス：<http://www.town.takahama.fukui.jp>）

## 11 申請書等の提出

- (1) 提出期間 令和7年10月3日（金）午後5時15分まで  
(2) 提出方法 本要項18に定める提出先まで持参又は郵送してください。なお、郵送の場合は令和7年10月3日（金）午後5時15分必着の書留にて郵送してください。（期限終了後到着分は受付できません。）  
(3) 提出部数 10部 正本1部、副本9部（正本の複写可）

## 12 提出書類

- (1) 指定管理者の指定申請書（様式第1号）  
(2) 指定管理者の指定申請に関する提案書（様式第3号）  
(3) 本施設の管理運営に関する事業計画書（様式第4号）  
(4) 事業計画書に係る収支見積書（様式第4号添付）  
(5) 指定管理者申請に係る誓約書（様式第5号）  
(6) 定款、寄付行為又はこれらに準ずるものの写し  
(7) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書

- (8) 会社・団体概要等、現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (9) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本（提出日において発行の日から1ヶ月以内のもの）
- (10) 納税証明書（当該法人、法人以外は代表者の国税・都道府県税および市町村税について未納の徴収金がない旨の証明書）
- (11) 印鑑証明書（提出日において発行の日から1ヶ月以内のもの）

## 13 留意事項

- (1) 高浜町が必要と認める場合は追加資料を求めることがあります。
- (2) 事業計画書等の著作権は、団体に帰属します。ただし、町は指定管理者の決定の公表等に必要な場合は、当該事業計画書等の内容を無償で提供できるものとします。  
なお、提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- (3) 申請に関する経費は、すべて申請者の負担とします。
- (4) 申請を辞退する場合は辞退届を提出してください。（様式任意）

## 14 指定管理者の候補者の選定

### 1 選定方法

- (1) 高浜町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条及び第3条の規定に基づき、指定管理者の候補者として選定します。
- (2) 審議は、応募者のプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。
- (3) 選定結果は、令和7年10月下旬頃に文書にてお知らせします。
- (4) 最終的な指定管理者の決定は、高浜町議会での議決により指定管理者の指定を行うこととなります。

### 2 選定対象からの除外

申請者が次のいずれかに該当した場合は、当該申請を選定の対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (2) 仕様書に違反又は逸脱した場合
- (3) 提出書類の提出期限を経過して提出書類が提出された場合
- (4) 最初の申請書類提出後に内容を変更した場合
- (5) その他不正行為があった場合

## 15 指定管理者の指定及び協定の締結

### 1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、令和7年12月の高浜町議会定例会（予定）の議決を経て、指定管理者に指定されます。

### 2 協定の締結

指定管理者決定後において、施設事業を円滑に実施するにあたり、業務内容に関する事項等については、指定管理者と高浜町との間で協定書を締結することとなります。

### 3 その他

指定管理者が協定の締結までに、次のいずれかに該当するときは、町は指定を取消し、協定を締結しない場合があります。

- ・指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、指定管理者としての事業の履行が確実にないと認められるとき。
- ・著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

## 16 募集及び選定のスケジュール

- |                |                           |
|----------------|---------------------------|
| (1) 募集開始       | 令和7年9月12日(金)              |
| (2) 申請書提出締め切り  | 令和7年10月3日(金)<br>午後5時15分必着 |
| (3) 選定審議会による選考 | 令和7年10月下旬                 |
| (4) 指定管理候補者の決定 | 令和7年11月上旬                 |
| (5) 指定管理者指定の議決 | 令和7年12月(高浜町議会12月定例会)      |
| (6) 協定の締結      | 令和8年4月1日                  |
| (7) 指定管理業務開始   | 令和8年4月1日から                |

## 17 様式・添付書類等

様式・添付書類は次のとおりです。

### ■様式

- ・指定管理者の指定申請書【様式第1号】
- ・質問表【様式第2号】
- ・指定申請に関する提案書【様式第3号】
- ・指定申請に関する事業計画書【様式第4号】
- ・事業計画書に係る収支見積書【様式第4号】(添付)
- ・指定管理者申請に係る誓約書【様式第5号】

### ■添付資料

- ・地方自治法(第二百四十四条の二)抜粋
- ・高浜町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
- ・高浜町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- ・高浜町健康長寿の里の設置及び管理に関する条例
- ・高浜町健康長寿の里の設置及び管理に関する条例施行規則

## 18 提出先・問い合わせ先

〒919-2292 福井県大飯郡高浜町宮崎第86-23-2  
高浜町役場産業振興課

Tel (0770) - 72 - 7705

Fax (0770) - 72 - 4000

E-mail machi2@town.takahama.lg.jp